

米国産鶏肉産品に対する中国のAD/CVD措置事件 (DS427)

(申立国：米国 / 被申立国：中国)

(パネル報告 WT/DS427/R、配布日：2013年8月2日)

水島 朋則 (名古屋大学)

I 事実の概要

鶏足： 米国市場ではほぼ無価値 → 輸出価格が低い → ダumping？

補助金： 飼料としてのとうもろこし・大豆生産者に対する補助金

〔I-A〕争われた中国（商務部）の措置

2009年8月14日： 中国畜産組合による申請

2009年9月27日： 調査開始

→ 中国商務部が、調査への参加を希望する利害関係者に登録を要請

→ 登録企業のうち、調査を3社 (Keystone, Tyson, Pilgrim's Pride) に限定

2010年2月5日： AD 仮決定 / 4月28日： CVD 仮決定

対象企業	AD 税率 (仮)	相殺関税率 (仮)
Pilgrim's Pride	80.5 %	4.9 %
Tyson	43.1 %	11.2 %
Keystone	44.0 %	3.8 %
調査対象外の登録企業	64.5 %	6.1 %
その他	105.4 %	31.4 %

2010年8月30日： AD 最終決定 / 9月26日： CVD 最終決定

対象企業	AD 税率 (最終)	相殺関税率 (最終)
Pilgrim's Pride	53.4 %	5.1 %
Tyson	50.3 %	12.5 %
Keystone	50.3 %	4.0 %
調査対象外の登録企業	51.8 %	7.4 %
その他	105.4 %	30.3 %

〔I-B〕違反が申し立てられた規定

(a) 中国商務部の手続に関して

AD 協定 6.2 条、6.5.1 条、6.9 条、SCM 協定 12.4.1 条

(b) 中国商務部の AD 決定の理由と結論に関して

AD 協定 2.2.1.1 条、2.4 条、6.8 条、6.9 条、12.2 条、12.2.1 条、12.2.2 条、附属書 II

(c) 中国商務部の CVD 決定の理由と結論に関して

SCM 協定 12.7 条、12.8 条、19.4 条、22.3 条、22.4 条、22.5 条、GATT 6 条 3

(d) 中国商務部の損害決定の理由と結論に関して

AD 協定 3.1 条、3.2 条、3.4 条、3.5 条、4.1 条、6.4 条、12.2 条、12.2.2 条

SCM 協定 12.3 条、15.1 条、15.2 条、15.4 条、15.5 条、16.1 条、22.3 条、22.5 条

(e) (a) ~ (d) 違反の結果として

AD 協定 1 条、SCM 協定 10 条

〔I-C〕手続の時系列

2011 年 9 月 20 日： 米国が協議要請

12 月 8 日： 米国がパネル設置要請

2012 年 1 月 20 日： パネル設置

[参考] 2012 年 6 月 15 日： 中国—GOES 事件パネル報告配布

10 月 18 日： 中国—GOES 事件上級委員会報告配布

2013 年 2 月 26 日： 中国—X 線機器事件パネル報告配布

2013 年 5 月 8 日： パネル暫定報告の配布

6 月 25 日： 当事国への最終報告の配布

8 月 2 日： パネル報告配布

9 月 25 日： パネル報告採択

10 月 22 日： 中国が勧告の実施意思通知

12 月 19 日： 実施期限（2014 年 7 月 9 日）合意

II パネル報告の要旨

7. 1 条約解釈・審査基準・証明責任に関する一般原則 (paras 7.1-7.6)

7. 2 手続に関する主張 (paras 7.7-7.107)

[7.2.1] 相反する利害を有する利害関係者と会合する機会を中国商務部が与えたかどうか (AD 協定 6.2 条) (paras 7.7-7.25)

中国は、米国からの公聴会開催要請を受けた翌日に、相反する利害を有する利害関係者に米国の要請を電話で通知したが、出席に関心を示さず、招待を断わったと主張する (7.22)。しかし、中国はその主張を支える証拠を示していない (7.23)。中国商務部は AD 協定 6.2 条の条件を充たしていない (7.24)。AD 協定 6.2 条違反 (7.25)。

[7.2.2] 中国商務部が、秘密でない要約を提出するように申請者に要請したかどうか (AD 協定 6.5.1 条、SCM 協定 12.4.1 条) (paras 7.26-7.65)

EC—中国製ファスナー事件で上級委員会は、要約は秘密にされた情報の内容の合理的な理解ができるようにしなければならないと述べている (7.50)。申請は秘密の情報の内容の合理的な理解ができるようなものではなく、秘密でない要約とは言えず、AD 協定 6.5.1 条、SCM 協定 12.4.1 条違反 (7.65)。

[7.2.3] 中国商務部が「重要な事実 (essential facts)」を開示したかどうか (AD 協定 6.9 条) (paras 7.66-7.107)

中国—米国製電磁鋼板 (GOES) 事件で上級委員会が述べるように、「重要な事実」とは、最終的な措置をとるかどうかを決める過程において意味のある (significant) 事実を指し、そのような事実とは、最終的な措置を適用する決定にとって顕著な (salient) ものであり、当局は、最終的な措置を適用する決定の基礎となったものを利害関係者が理解できるように、そのような事実を開示しなければならない (7.87)。AD 協定 6.9 条は、すべての事実の開示を求めるものでも、理由づけの開示を求めるものでもないが、「重要な事実」とは、決定がなされたことの単なる開示ではなく、決定の基礎となるデータのことである (7.90)。ダンピングの存在とマージンの決定に関しては、正常の価額の決定、輸出価格の決定、正常の価額と輸出価格との比較において用いられた販売、価格の比較に影響を与える調整のために用いられたデータ、および、これらのデータに適用された計算式を、調査当局は開示しなければならない (7.93)。中国商務部は「重要な事実」のすべてを開示しておらず、

AD 協定 6.9 条違反 (7.107)。

7. 3 ダンピング防止税・補助金相殺税の決定に関する実体問題 (paras 7.108-7.367)

[7.3.1]中国商務部が、対象企業 (respondents) の生産費用の算定において、AD 協定 2.2.1.1 条を遵守したかどうか (paras 7.108-7.198)

[7.3.1.3] 中国商務部が、通常は輸出者の記録に基づいて費用を算定する義務 (AD 協定 2.2.1.1 条第 1 文) を遵守したかどうか (paras 7.133-7.175)

AD 協定 2.2.1.1 条が「通常 (normally)」という語を用いていることは、調査当局が原則から逸脱して対象企業の記録を用いない理由を説明しなければならないことを意味する (7.161)。中国は、AD 協定 2.2.1 条が対象企業の記録を用いることを義務づけているのは、2 つの基準 (記録が、輸出国において一般的に認められている会計原則に従ったものであり、かつ、製品の生産・販売費用を妥当に反映していること) を満たしていることを対象企業が示したと判断した場合のみであるため、中国商務部はその決定について説明する義務を負っていないと主張する。しかし、最初の証明責任を誰が負うにせよ、調査当局は、通常の手続から逸脱することを決定した理由を説明することを免れない (7.163)。原則から逸脱する場合には、調査当局はその理由を示さなければならない (7.164)。対象企業が採用する価値基準配分方法と中国商務部が採用する重量基準配分方法のいずれも原則として本質的に不合理というわけではない (7.167)。Tyson と Keystone の記録を用いないという決定については、中国商務部は、仮および最終決定において理由づけを示さずに結論を述べており、AD 協定 2.2.1.1 条第 1 文違反 (7.171)。Pilgrim's Pride については、中国商務部は、Pilgrim's Pride が提出したデータに多くの誤りがあり、訂正情報の提出が遅れたため、受け付けられないとしている (7.173)。Pilgrim's Pride の記録を用いないという決定については、中国商務部は理由を説明しており、AD 協定 2.2.1.1 条第 1 文違反なし (7.174)。

[7.3.1.4] 中国商務部が、独自の費用配分方法を適用したことで AD 協定 2.2.1.1 条第 2 文を遵守したかどうか (paras 7.176-7.198)

上級委員会 (米国—カナダ産軟材事件、中国—GOES 事件) が設定した分析枠組によれば、中国商務部が AD 協定 2.2.1.1 条第 2 文の義務に従ったかどうかを判断する際に、パネルは、①中国商務部が、単に証拠を受理し、それを確認する以上のことをしたかどうか、②中国商務部は、種々の配分方法の利点を検討し、衡量することが求められてい

たかどうか、③関連文書に反映された中国商務部の考慮の証拠があるかどうかという 3 つの問題を扱わなければならない。また、パネルは、適用された配分方法が「適正」であったかどうかについての結論も両当事国から求められている (7.192)。対象企業が中国商務部に提案した方法に鑑みれば、複数の方法が費用の適正な配分を確保するのに適している可能性があるという「動かしがたい証拠 (compelling evidence)」(米国—カナダ産軟材事件上級委員会報告) があり、中国商務部は種々の配分方法の利点を検討し、衡量することが求められていた (7.193)。調査記録の中に、対象企業が提案する配分方法の利点を衡量し、検討した証拠がなく、また、中国商務部が用いる方法が費用の適正な配分を達成する理由を説明しておらず、AD 協定 2.2.1.1 条第 2 文 (費用の適正な配分に関して入手可能なすべての証拠を考慮する義務) 違反 (7.195)。中国商務部の重量基準方法が費用の適正な配分であるかどうかについては、この方法が抽象的に分割産品 (joint products) に適しているかどうかではなく、具体的な適用が AD 協定 2.2.1.1 条に合致しているかどうかの問題である。加工費用全体をすべての産品に単純に配分する (straight allocation) 中国商務部の方法によれば、一部の産品の加工にのみ関連する費用がすべての対象鶏肉産品の費用の計算に必然的に含まれることになり、対象産品の生産・販売に関連する費用の合理的な検討ではない。中国商務部は、対象産品の生産・販売に関連しない費用を配分を含めており、AD 協定 2.2.1.1 条違反 (7.196)。Tyson に関しては、中国商務部が費用を一部の鶏肉産品から別の鶏肉産品に不適正に配分している一応の証拠を米国は提出し、中国はそれに反論しておらず、AD 協定 2.2.1.1 条違反 (7.197)。対象企業が提示した配分方法を中国商務部が考慮した証拠が不十分であり、加工費用全体をすべての産品に不適正に配分しており、また、Tyson の非輸出産品の生産費用を対象産品の正常の価額に配分しており、中国は AD 協定 2.2.1.1 条第 2 文違反 (7.198)。

[7.3.2] 中国商務部が、Keystone の輸出価格の調整 (冷凍庫費用) において、正常の価額と輸出価格との公正な比較を行ったかどうか (AD 協定 2.4 条) (paras 7.199-7.233)

米国は、中国商務部が Keystone の正常の価額には冷凍庫費用を含めながら、輸出価格からは冷凍庫費用を差し引いているのは AD 協定 2.4 条 (公正な比較) に違反すると主張する。(7.199)。中国は、Keystone の輸出価格の調整に関する AD 協定 2.4 条の主張は、米国の協議要請に含まれていないため付託事項の範囲外であると主張する (7.200, 7.212)。中国によれば、AD 協定 2.2 条、2.2.1.1 条は正常の価額の適正な算定に関わるのに対し、2.4 条は公正な比較をするために必要な調整に関わるもので、焦点がまったく異なっている (7.214)。これに対し米国は、AD 協定 2.2 条、2.2.1.1 条に従って決定される正常の価額は、2.4 条に従って行われる公正な比較における 2 変数のうちの 1 つであり、これらの規定は無関係ではな

いと主張する (7.217)。上級委員会 (メキシコ・牛肉・米 AD 事件他) は、協議要請における参照規定とパネル設置要請における参照規定が同一である必要はないが、パネル設置要請における法的基礎は協議の対象となった法的基礎から発展したものでなければならず、規定を追加することによって申立ての本質を変えてはならないと判断してきている (7.222)。米国の協議要請における第 1 の主張は中国商務部が米国生産者の記録に基づいて費用を算定しなかったことであり (AD 協定 2.2 条、2.2.1.1 条)、これは **Keystone** の輸出価格の調整とはまったく異なる (7.228)。第 2 の主張は中国商務部が生産費用を適正に配分しなかったことを問題にしており (AD 協定 2.2.1.1 条)、これは正常の価額の算定のための生産費用の算定に関わるものであるが、AD 協定 2.4 条の義務とは性質が異なり、両者が適用される調査当局の行為は異なる (7.229)。中国商務部が輸出価格を調整した行為を争う主張に関わるのは、AD 協定 2.2.1.1 条ではなく、2.4 条である。中国商務部による冷凍庫費用に関する正常の価格の算定の仕方を米国が AD 協定 2.2.1.1 条の下で争えた可能性はある (7.230)。パネル設置要請における AD 協定 2.4 条に関する主張が、協議要請における主張の法的基礎から合理的に発展したものとは言えない (7.231)。AD 協定 2.4 条に関する米国の主張は付託事項の範囲外である (7.233)。

[7.3.3] 中国商務部が補助金の額を適切に計算したかどうか (SCM 協定 19.4 条、GATT 6 条 3) (paras 7.234-7.266)

米国は、中国商務部が一部の鶏肉産品を調査対象から外しておきながら、非対象産品への補助金を対象産品に配分していると主張する (7.243)。SCM 協定 19.4 条、GATT 6 条 3 の下で、中国商務部は、調査対象輸入産品に対する補助金の正確な額を確認する義務があり、調査当局には、単にデータを受領し、利用する以上の努力が求められる。とりわけ対象企業が中国商務部に対して、質問を誤解して誤ったデータを送っているかもしれないという注意喚起をしていたこともあり、中国商務部は、対象企業が提出した情報を単に受領するのではなく、正確な補助金額を算定するように確保する必要があった (7.261)。算定が正しいことを確保するために、中国商務部は、対立する証拠を十分に考慮し、証拠についての複数の説明に対応すべきであったにもかかわらず、そうしなかった。また、補助金額についての結論がどのように事実によって基礎づけられるのかについて、理由を付した適切な説明をしなかった。SCM 協定 19.4 条、GATT 6 条 3 違反 (7.266)。

[7.3.4] 中国商務部が、ダンピング調査において「その他」(不明な生産者・輸出者) 向けの税率算定のために「知ることができた事実 (facts available)」を適用した際に、AD 協定 6.8 条、6.9 条、12.2 条、12.2.1 条、12.2.2 条を遵守したかどうか (paras 7.267-7.331)

〔7.3.4.6.1〕中国商務部による「知ることができた事実」の適用が AD 協定 6.8 条、附属書Ⅱに合致しているかどうか (paras 7.298-7.313)

中国商務部はウェブサイト上に調査開始通知と登録フォームを載せ、通知には、登録しない場合に「知ることができた事実」による警告が含まれている。生産者・輸出者が登録せず、求められた情報を提供しない場合には、中国商務部はダンピング・マージンを決定する基礎をもたないことになる。中国商務部が、登録しないことによって利害関係者は必要な情報を提供しなかった (AD 協定 6.8 条) とみなしたのは合理的である (7.306)。中国商務部は AD 協定 6.8 条、附属書Ⅱの条件を充たしており、不登録企業に適用する AD 税を算定するために「知ることができた事実」によることができる (7.307)。先例 (メキシコ牛肉・米 AD 事件上級委員会報告、中国—GOES 事件パネル報告) (7.310-7.311)。「知ることができた事実」に基づく税率は、事実と論理的な関係を持ち、事実の評価の結果でなければならない (7.312)。中国商務部の説明からは、「その他」向けの税率を算定するためにどの事実を用いたのか理解することができない。「知ることができた事実」に基づいて「その他」向けの税率を 105.4%と中国商務部が算定したのは AD 協定 6.8 条違反 (7.313)。

〔7.3.4.6.2〕中国商務部が AD 協定 6.9 条で求められているようにダンピング調査において「その他」向けの税率に関する「重要な事実」を開示したかどうか (paras 7.314-7.323)

中国商務部が開示することを期待された「重要な事実」(AD 協定 6.9 条)には、「知ることができた事実」によることを決定した基礎 (利害関係者による情報の不提供等)、利害関係者に求めた情報、欠けている情報に代えて用いた事実が含まれる (7.317)。中国商務部が「知ることができた事実」によって税率を算定する際に基礎としたのは秘密の情報であり開示できないと中国は主張するが (7.320)、そのような場合は、中国—GOES 事件でパネル・上級委員会が述べたように、当該情報の秘密でない要約を開示すべきである (7.321)。「その他」向けの税率を決める基礎となる「重要な事実」、特に中国商務部が算定の際に用いたデータに関する事実が開示されておらず、AD 協定 6.9 条違反 (7.323)。

〔7.3.4.6.3〕中国商務部が AD 協定 12.2 条、12.2.1 条、12.2.2 条で求められているように「知ることができた事実」を適用するという決定および決められた税率の基礎となる根拠と関連事実を公告において開示したかどうか (paras 7.324-7.331)

米国は、「知ることができた事実」を適用するという決定の根拠を中国が示していないために AD 協定 12.2 条、12.2.1 条、12.2.2 条違反であると主張する (7.324)。この問題については、訴訟経済のため判断を控えるパネルもあるが、本事件では実施に関わり得るため検討する (7.325)。先例 (中国—GOES 事件上級委員会報告、中国—X 線機器パネル報告) (7.328)。中国商務部は、「事実及び法令に係る問題であって調査当局が重要と認めたすべてのものに関して得られた認定及び結論を十分詳細に」、また、「事実……についてのすべての関連情報」を開示しておらず、AD 協定 12.2 条、12.2.2 条違反 (7.331)。

[7.3.5] 中国商務部が、補助金相殺税の調査において「その他」(不明な生産者・輸出者) 向けの税率算定のために「知ることができた事実」を適用した際に、SCM 協定 12.7 条、12.8 条、22.3 条、22.4 条、22.5 条を遵守したかどうか (paras 7.332-7.367)

[≒AD に関する [7.3.4]]

SCM 協定 12.7 条違反 (7.360) [≒AD 協定 6.8 条違反]

SCM 協定 12.8 条違反 (7.363) [≒AD 協定 6.9 条違反]

SCM 協定 22.3 条、22.5 条違反 (7.367) [≒AD 協定 12.2 条、12.2.2 条違反]

7. 4 中国商務部による損害の決定に関する主張 (paras 7.368-7.607)

[7.4.2] 中国商務部が、損害の決定のために適切に国内産業を定義したかどうか (paras 7.370-7.438)

米国の主張は、国内産業への損害の証拠の客観的な検討を調査当局に求める規定 (AD 協定 3.1 条、SCM 協定 15.1 条) と、国内産業の構成の決定方法を定める規定 (AD 協定 4.1 条、SCM 協定 16.1 条) に関わる (7.407)。後者に関して米国は、調査当局は AD 協定 4.1 条と SCM 協定 16.1 条にある 2 つの定義から自由に選択ができるわけではなく、まず「同種の製品の国内生産者の全体」を定義するように試みなければならず、それが不可能である場合にのみ、国内産業を「当該製品の生産高の合計が当該製品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者」と定義することができると主張する (7.415)。しかし、2 つの定義の間にそのような階層性があることを示すものではなく、「又は (or)」という語の使用は、国内産業の定義に関して調査当局に与えられた柔軟性を示している。上級委員会 (EC—中国製ファスナー AD 事件) も認めるこの柔軟性は、調査当局はまず国内生産者の全体を定義するように求められてはいないことを意味している (7.416)。それでも、国内総生産高の「相当な部分」を占めているという決定は、国内生産者の全体による生産と関連づけて行わなければならない (7.420)。国内総生産高を確定して初めて、調査当局は国内産業を国内生産者の

全体と定義するか、国内生産高の相当な部分を占めている生産者と定義するか決める（あるいは、「国内産業」についての情報をもたないと結論する）ことができる（7.421）。調査当局は、国内総生産高を確定し、かつ、その生産高の合計が国内総生産高の相当な部分を占めている生産者についての情報を有していれば、すべての国内生産者を特定するよう試みることを求められていない。調査当局が AD 協定 3 条、SCM 協定 15 条に従って損害を決定する際に評価しなければならないのは、AD 協定 4.1 条、SCM 協定 16.1 条に従って定義された国内産業である。したがって、米国は、中国商務部が国内産業を定義する過程においてすべての国内生産者を特定するよう試みなかったために AD 協定 3.1 条、4.1 条、SCM 協定 15.1 条、16.1 条に中国が違反したということを証明していない（7.423）。

EC—中国製ファスナーAD 事件で上級委員会は AD 協定 4.1 条違反を認定したが、同事件との間にはいくつかの違いがある（7.426-7.427）。EC—中国製ファスナーAD 事件（25%という最低基準を設定し、それを超えれば「相当な部分」を占める生産者についての情報があるとみなす）とは異なり、中国商務部は、その生産高の合計が国内総生産高の 50%以上を占める国内生産者からの情報を受領した上で、相当な部分を占めているという決定をしている（7.429）。また、中国商務部はサンプリングを行ったわけでもない（7.430）。米国は、中国商務部が一部の国内生産者を調査対象から外して損害の決定における歪みの危険をもたらしたということを証明しておらず、中国商務部による国内産業の定義の過程が AD 協定 3.1 条、4.1 条、SCM 協定 15.1 条、16.1 条に違反したことを証明していない（7.436）。

[7.4.3] 中国商務部の価格効果分析が AD 協定 3.1 条、3.2 条、12.2.2 条、SCM 協定 15.1 条、15.2 条、22.5 条に合致しているかどうか (paras 7.439-7.532)

[7.4.3.4] 中国商務部による「価格が下回る (price undercutting)」との認定が AD 協定 3.1 条、3.2 条、SCM 協定 15.1 条、15.2 条に合致しているかどうか (paras 7.453-7.494)

主な問題は、「価格が下回る」(AD 協定 3.2 条、SCM 協定 15.2 条) ことを認定するために比較した価格の比較可能性を中国商務部が確保したかどうかである（7.473）。AD 協定、SCM 協定は、価格効果分析を調査当局が行う際に特定の方法を課しているわけではなく、先例も、方法の選択において調査当局に一定の裁量を認めている（7.474）。もっとも、「価格が下回る」ことを示すためには、比較される価格は、比較可能な産品・取引に対応していなければならない（7.475）。また、「実証的な証拠」および「客観的な検討」に基づいて行う義務（AD 協定 3.1 条、SCM 協定 15.1 条）によっても裁量は制限される（7.476）。先例（中国—GOES 事件パネル報告・上級委員会報告、中国—X 線機器事件パ

ネル報告) (7.477-7.478)。AD 協定 3 条には言及がないが、商取引の段階という概念 (AD 協定 2.4 条参照) が関わってくる (7.482)。また、価格の比較可能性を確保するためには、「同種の産品」であるだけでは必ずしも十分ではなく、種々の産品をミックスで価格の比較をする場合には、価格の違いがミックスの内容ではなく「価格が下回る」ことによって生じていると合理的に判断するために、比較するミックスが十分に類似していなければならない (7.483)。

商取引の段階に関して、米国は、輸入産品の価格は運賃保険料込み (c.i.f.) を基礎とし、国内産品の価格は工場渡し (ex works) を基礎とする中国商務部の価格比較は、商取引の同一の段階におけるものではないと主張する (7.485)。しかし、これらの価格は、輸入国における最初の購入者が、輸入するか国内生産者から買うかを定める基準となる価格であり、商取引の同一の段階におけるものである (7.486)。産品のミックス内容については、米国からの輸入産品は鶏の一部の部位 (足・手羽・もも肉) に限られているのに対し、国内生産者からの販売は他のすべての部位 (むね肉等) を含んでおり、かつ、部位によって価格が大きく違っている (7.490)。商取引の異なる段階における価格の比較に基づいて「価格が下回る」ことを中国商務部が認定したために AD 協定 3.1 条、3.2 条、SCM 協定 15.1 条、15.2 条に違反するということを米国は証明していないが、ミックス内容が異なる産品の価格の比較に基づいて「価格が下回る」ことを中国商務部が認定したのは、これらの規定の違反 (7.494)。

[7.4.3.5] 中国商務部による「価格の押し下げ」の認定が AD 協定 3.1 条、3.2 条、SCM 協定 15.1 条、15.2 条に合致しているかどうか (paras 7.495-7.513)

中国商務部による「価格の押し下げ」の認定は、少なくとも部分的には「価格が下回る」ことの認定に基づいている。中国商務部による「価格が下回る」ことの認定が AD 協定 3.1 条、3.2 条、SCM 協定 15.1 条、15.2 条に違反することは既に認定しているので、輸入量とマーケット・シェアに基づいて「価格の押し下げ」の認定を独立に行い得るという中国の主張について検討する (7.509)。中国—GOES 事件パネル報告・上級委員会報告と同様の結論に達する (7.510-7.511)。中国商務部は、対象の輸入の量とマーケット・シェアの増加が、生産費用をカバーする価格での国内生産者による販売可能性に及ぼした影響を別個に独立して議論していない。そのような状況では、中国商務部の決定において、一方で「価格が下回る」ことと、他方で輸入量とマーケット・シェアの効果が、それぞれの程度「価格の押し下げ」をもたらしたのかを区別することができない。中国商務部による「価格が下回る」ことの認定が AD 協定、SCM 協定に違反するという認定を既にしてしているため、「価格の押し下げ」の認定を支持することはできない (7.511)。

中国商務部による「価格の押し下げ」認定の結果として、中国は AD 協定 3.1 条、3.2 条、SCM 協定 15.1 条、15.2 条違反（7.513）。

〔7.4.3.6〕 商取引の段階に関する米国の論証を却下する理由を中国商務部が示したかどうか（paras 7.514-7.532）

AD 協定 12.2 条、12.2.2 条、SCM 協定 22.3 条、22.5 条は、輸出者・輸入者の主張を採用・却下した理由を含む最終決定を公告することを調査当局に求めている（7.526）。先例（中国—X 線機器事件パネル報告、中国—GOES 事件パネル報告）（7.527-7.529）。検討しなければならない問題は、①商取引の段階に関する米国の論証は、中国商務部が重要と認めた事実・法令の問題に関わるかどうか、関わるとすれば、②中国商務部の最終決定は、商取引の段階に関する米国の論証を採用・却下した理由を米国政府が理解し、中国商務部の対応の国内法・WTO 協定適合性について評価できるほど十分に詳しく理由を示しているかどうかである（7.530）。①は肯定する（7.531）。②については、中国商務部は商取引の段階に関する米国の論証を却下する理由を示しておらず、AD 協定 12.2 条、SCM 協定 22.5 条違反（7.532）。

〔7.4.4〕 対象の輸入が国内産業に悪影響を及ぼしたという中国商務部の認定が、AD 協定 3.1 条、3.4 条、SCM 協定 15.1 条、15.4 条を遵守しているかどうか（paras 7.533-7.556）

米国の主張は、経済的指標に照らした国内産業の状況を調査当局が評価する方法の問題を提起している（7.554）。パネルは既に、中国商務部による「価格が下回る」ことと「価格の押し下げ」の認定が AD 協定 3.1 条、3.2 条、SCM 協定 15.1 条、15.2 条に違反していると認定している。米国は、これらの違反の結果として、対象の輸入が国内産業に及ぼした影響についての中国商務部の分析が AD 協定 3.1 条、3.4 条、SCM 協定 15.1 条、15.4 条に違反していると主張しているわけではない。しかしながら、中国商務部による国内産業の状況の検討は、対象の輸入の価格効果の分析と密接に関連しており、価格効果分析に関するパネルの認定を実施するために、中国は、対象の輸入が国内産業に及ぼした影響に関する商務部の決定を再検討する必要がある。したがって、対象の輸入が国内産業に及ぼした影響に関する中国商務部の分析について、これ以上の認定を行っても両当事国間の紛争の解決には資さない（7.555）。この問題に関する米国の主張については判断しない（7.556）。

〔7.4.5〕 中国商務部の因果関係分析が AD 協定 3.1 条、3.5 条、12.2 条、12.2.2 条、SCM 協定 15.1 条、15.5 条、22.3 条、22.5 条を遵守しているかどうか（paras 7.557-7.607）

〔7.4.5.1〕中国商務部の因果関係分析が AD 協定 3.1 条、3.5 条、SCM 協定 15.1 条、15.5 条に合致しているかどうか (paras 7.562-7.585)

中国商務部による「価格が下回る」ことと「価格の押し下げ」の認定が AD 協定 3.1 条、3.2 条、SCM 協定 15.1 条、15.2 条に違反すると既に認定した (7.583)。価格効果に関する中国商務部の認定が義務違反であることを認定していること、また、AD 協定 3.2 条、SCM 協定 15.2 条に従った分析と AD 協定 3.5 条、SCM 協定 15.5 条の因果関係分析との関係に照らせば、中国商務部が、対象の輸入と国内産業への損害との間の因果関係の存在について適切な結論に至ったと認定することはできない。また、中国商務部の価格効果の認定に関するパネルの認定を実施するために、中国は商務部の因果関係の認定を検討する必要がある (7.584)。したがって、AD 協定 3.1 条、3.5 条、SCM 協定 15.1 条、15.5 条に関する米国の主張について認定を行っても両当事国間の紛争の解決には資さないため、この問題に関する判断を控える (7.585)。

〔7.4.5.2〕中国商務部が一部の論証を却下する理由を説明したかどうか (AD 協定 12.2 条、12.2.2 条、SCM 協定 22.3 条、22.5 条) (paras 7.586-7.607)

検討しなければならない問題は、①米国の論証は、中国商務部が重要と認めた事実・法令の問題に関わるかどうか、関わるとすれば、②中国商務部の最終決定は、論証を却下した理由を米国鶏肉・卵輸出理事会が理解し、中国商務部の対応の国内法・対象協定適合性について評価できるほど十分に詳しく理由を示しているかどうかである (7.601)。対象の輸入がマーケット・シェアを伸ばしたことは国内産業に損害を与えるものではないという論証については、①は肯定する (7.602)。中国商務部は、対象の輸入は絶対量が増えており、国内生産者がマーケット・シェアを伸ばしているとしても、「価格が下回る」ことや「価格の押し下げ」等のために損害が生じているということに基づいて、この論証を却下しており、理由を示している (7.603)。国内産業はより多くの鶏足を供給できないため、鶏足の輸入が国内産業に損害を与えることはないという論証については、①は肯定するが、②は否定する (7.604-7.605)。対象の輸入がマーケット・シェアを伸ばしたことは国内産業に損害を与えるものではないという米国鶏肉・卵輸出理事会の論証を中国商務部が却下した理由の説明については、米国は、AD 協定 12.2 条、12.2.2 条、SCM 協定 22.3 条、22.5 条違反を証明していない。国内生産者は十分な量の鶏足を供給する能力がないことに関する論証を中国商務部が却下する理由を示していないのは、これらの規定違反 (7.607)。

7. 5 結果としての違反 (paras 7.608-7.613)

米国は AD 協定 1 条、SCM 協定 10 条の違反を主張する (7.606)。これらの主張が認められるには、申立国は、AD 税・相殺関税を課した国が関連協定上の義務のいずれかに違反したことを論証するだけで足りる (7.612)。したがって、AD 協定・SCM 協定に基づく米国の主張をパネルが支持した範囲で、中国は AD 協定 1 条、SCM 協定 10 条にも違反 (7.613)。

8 結論と勧告 (paras 8.1-8.3)

[略]

Ⅲ 考 察

(1) 分割製品の生産費用の配分方法について

本事件の特殊性は、対象産品（鶏足）が輸出国（米国）の国内市場では食用としてほとんど販売されていないため、輸出価格と「正常の価額」との比較が不可能ないし困難であり、かつ、対象産品が分割産品（単一の産品（鶏）を分割した部位の 1 つ）であるため、生産費用の（部位ごとの）配分方法が問題になるという点にある。パネルは、米国の対象企業が採用する価値基準の配分方法と中国商務部が採用する重量基準の配分方法のいずれも原則として本質的に不合理というわけではないとした上で (7.167)、具体的な適用のあり方として、対象産品の生産・販売に関連しない費用を中国商務部が配分に含めている点をとらえて AD 協定 2.2.1.1 条違反を認定した (7.196)。上で述べたような本事件の特殊性に鑑みれば、この問題について一般的に論ずる意義がどれだけあるのかは疑問ではあるが、一般論としては、中国商務部が採用するような重量基準の配分方法は（例えば輸送費用のようなものを別とすれば）必ずしも合理的ではないように思われる。他方で、本事件でこの問題が生じたのは、まさに対象産品（鶏足）に対する価値判断が市場によって大きく異なるためであることに鑑みれば、米国の対象企業が採用するような価値基準の配分方法に対しても、そもそも何を基準として価値を計るかという別の問題が提起されることになる。もっとも、AD 協定における価格比較の基本原則が、輸出価格と「輸出国における消費に向けられる同種の産品の通常の商取引における比較可能な価格」との比較であることに照らせば (AD 協定 2.1 条 (傍点は水島))、輸出国の国内市場における価値判断によることが AD 協定に適合的であると考えられる。いずれにせよ、この問題を食文化の違いや流行に起因するものと捉えれば、そもそもダンピング問題として提起すること自体が筋違い（むしろ、

セーフガード問題)なのではないかとも思われる。

(2) 開示すべき「重要な事実」について

AD 協定 6.9 条に従って最終決定を行う前に利害関係者に開示することが求められる「重要な事実」について、パネルは、基本的には中国—GOES 事件で上級委員会が示した枠組に照らして判断し、ダンピングの存在とマージンの決定に関しては、正常の価額の決定等のために用いられたデータに加え、これらのデータに適用された計算式も開示しなければならないとした (7.93)。この点について、中国—X 線機器事件のパネルは、AD 協定 6.9 条はダンピング・マージンの実際の計算を開示することまでは (利害関係者にとっては有意義であろうが) 求めていないとして、調査当局がダンピング・マージンを算定する実際の数学的決定 (actual mathematical determination) は、開示すべき「検討の対象となっている (under consideration) 事実」ではないとした (中国—X 線機器事件パネル報告 para 7.420)。同パネルによれば、「検討の対象となっている事実」とは、むしろ、数学的決定の基礎をなす事実的要素であり、数学的決定はそれらの事実の「検討 (consideration)」の一部である (*ibid*)。

本事件のパネルは、中国—X 線機器事件でパネルがいう「実際の数学的決定」が算定そのもの (算定の過程で作成されたファイル等を含む) を指しているとするれば、それらは「重要な事実」ではないが、算定のために用いられた計算式を開示する必要があるということと同パネルが言おうとしているのだとするれば、それとは意見を異にすると述べている (7.92)。一般論としては、本事件のパネルが述べるように、計算式が示されなければ、調査当局が情報をどのように用いてダンピング・マージンを算定したのかについて十分に理解できないと言えよう (7.91)。したがって、調査当局が用いた計算式は「重要な事実」として開示の対象とされるべきであろう。あるいは、事実関係によっては、開示は利害関係者が「自己の利益を擁護するための十分な時間的余裕をもって行われるべきである」と定める AD 協定 6.9 条第 2 文にいう時間的余裕の十分さの判断において、計算式の (不) 開示が考慮されるべき場合もあり得よう。

(3) 「知ることができた事実」に基づいて決定する可能性の通知方法について

パネルは、不登録企業に適用する AD 税を算定するために中国商務部が「知ることができた事実」によることができるとする一方で (7.307)、算定のためにどの事実を用いたのか理解することができないとして AD 協定 6.8 条違反を認定した (7.313)。「知ることができた事実」に基づいて決定を行う場合に遵守することが求められる AD 協定附属書 II によれば、調査当局は、利害関係者に求める情報の詳細を特定すべきことに加えて、「情報が適切な期間内に提供されない場合には、調査当局が知ることができた事実……に基づいて決定を行う

ことができる旨を当該利害関係を有する者が認識することを確保すべきである」(第1項)。この点について中国—GOES 事件のパネルは、利害関係者に求める情報の詳細が特定されていないとして AD 協定 6.8 条、附属書Ⅱ 第1項違反を認定したため断定的な判断は避けているが、中国商務部が行ったようなウェブサイトでの通知では、「知ることができた事実」に基づいて決定が行われる旨をそれぞれの利害関係者が認識することを必ずしも確保しないであろうと述べていた(中国—GOES 事件パネル報告 para 7.386)。本事件のパネルは、公示送達が一般に認められていることも指摘するが(7.303)、一般に公示送達は他の手段がとれないときに認められる例外的な手段であることに鑑みれば、より直接的な通知方法の有無について十分に検討することなく、ウェブサイトでの通知を言わば原則的な手段として認めるかのような本事件のパネルの判断には疑問が残る。

(4) AD 協定 2.4 条の問題が付託事項の範囲外とされた点について

米国の協議要請に含まれていなかった AD 協定 2.4 条の問題——中国商務部が行った輸出価格の調整(冷凍庫費用)による同規定(「輸出価格と正常の価額との比較は、公正に行われるものとする」)違反の有無の問題——について、パネルは、先例に従った判断枠組を採用しつつ(7.222-7.223)、具体的に本事件においては、パネル設置要請における AD 協定 2.4 条に関する主張は、協議要請における主張の法的基礎から合理的に発展したものとは言えず(7.231)、付託事項の範囲外であるとして取り上げなかった(7.233)。しかし、米国の主張も——AD 協定 2.2 条、2.2.1.1 条に従って決定される正常の価額は、2.4 条に従って行われる公正な比較における 2 変数のうちの 1 つであり、これらの規定は無関係ではない(7.217)——それほど不合理なものとは必ずしも思われず、AD 協定 2.4 条を追加したことによって申立ての本質が変わった(ので付託事項の範囲外)とまで言えるかどうかについては異論もあろう。(なお、「上級委員会が指摘するように、申立国は協議に際して様々な質問を被申立国に対して行い、……被申立国がどのような法的見解を持っているのかを確認した上でパネル設置要請を行うため、協議で得られた情報によっては、……申立ての根拠を協議要請時から変更する必要が生じる可能性がある。したがって、同じ紛争であるという前提が崩れない限りは、協議要請とパネル設置要請との相違は許容されるべきであろう」と指摘する阿部克則「WTO 紛争解決手続におけるパネル設置要請と先決的抗弁」千葉大学法学論集 27 巻 4 号 342 頁(2013 年) 311-310 頁も参照。)

本事件において生じたような判断からの「漏れ」を防ごうとすれば、事案にもよるが、AD 協定 2.2 条を問題にする場合には、2.4 条も協議要請に含めておくべきなのかもしれない。もっとも、パネルは、この問題を米国が(協議要請に含まれている) AD 協定 2.2.1.1 条の下で争えた可能性はあるとしており(7.230)、そうだとすれば、主張の仕方の問題ということ

になろう。

(5) 結果としての AD 協定 1 条（および SCM 協定 10 条）違反の認定について

パネルは、米国が主張した AD 協定 1 条（「ダンピング防止措置は、1994 年のガット第 6 条に定める条件の下において、かつ、この協定に従って開始し、実施する調査に基づいてのみとることができる」）違反の問題を取り上げ、この主張が認められるには、申立国は、AD 税を課した国が関連協定上の義務のいずれかに違反したことを論証するだけで足りるとし、それまでパネルが中国による AD 協定上の義務違反を認定した範囲で中国は AD 協定 1 条にも違反するとした（SCM 協定 10 条についても同様）（7.612-7.613）。この点については、同様に米国が申立てを行った中国—GOES 事件のパネルも同様の処理の仕方をしているが、EU が申立てを行った中国—X 線機器事件では EU はそもそもこの主張をしておらず、中国が申立てを行った EU—対中国製革靴 AD 措置事件では、パネルは訴訟経済を考慮して判断を控えている。無駄な論点であろう（(4) で指摘したように、本事件のパネルが、法的に意味があると思われる論点について一種の判断回避をしていることに鑑みた場合、特にそのような印象を強く受ける）。ちなみに、WTO のケースでもなければ、脈絡も異なるが、国際司法裁判所は、2012 年 2 月 3 日の判決（ドイツ対イタリア事件）において、イタリアの国際法違反の結果としてイタリアの国際責任が生ずる旨の判示をドイツが求めているが、国際責任は国際法違反の確認から自動的に導き出されるため、まったくの無駄であるとし、この点に関するドイツの請求は斥けている。

以上